

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p data-bbox="439 562 982 674">光電話サービス（集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p data-bbox="581 1371 839 1409"><u>2021年10月1日</u></p> <p data-bbox="572 1518 848 1556">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1688 562 2231 674">光電話サービス（集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p data-bbox="1831 1371 2089 1409"><u>2022年1月1日</u></p> <p data-bbox="1822 1518 2098 1556">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧		新		備考（変更理由）												
第5 ユニバーサルサービス料 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料の適用</td> <td>当社は1の電気通信番号ごとに2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。）を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の電気通信番号ごとに2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。）を適用します。	第5 ユニバーサルサービス料 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料の適用</td> <td>当社は1の電気通信番号ごとに2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。）を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の電気通信番号ごとに2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。）を適用します。					
区 分	内 容															
ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の電気通信番号ごとに2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。）を適用します。															
区 分	内 容															
ユニバーサルサービス料の適用	当社は1の電気通信番号ごとに2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。）を適用します。															
2 料金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単 位</th> <th>料金額（月額） （税込価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに</td> <td><u>3円</u> (3.3円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単 位	料金額（月額） （税込価格）	ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>3円</u> (3.3円)	2 料金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単 位</th> <th>料金額（月額） （税込価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに</td> <td><u>2円</u> (2.2円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単 位	料金額（月額） （税込価格）	ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>2円</u> (2.2円)	
区分	単 位	料金額（月額） （税込価格）														
ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>3円</u> (3.3円)														
区分	単 位	料金額（月額） （税込価格）														
ユニバーサルサービス料	1 音声通信番号又は 1 追加番号ごとに	<u>2円</u> (2.2円)														

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p><u>附 則</u></p>	<p><u>附 則</u> <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2022年1月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。 <u>（特例措置）</u> 3 2022年1月1日から2022年3月31日までの間に光電話サービス契約の申込を行い、かつ光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。 (1) コース1に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置・設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p>	